

「水害時避難確保計画」作成（変更）報告書

年 月 日

墨田区長様

所有者又は管理者
住 所
施設名
氏 名

水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、本書のとおり避難確保計画を作成（変更）したので報告します。

墨田区水害ハザードマップ（令和 4 年 3 月）の改定に伴い、新たに追加された「高潮」に対する被害想定について、以下 1 のとおり追記します。また、水害が想定される場合の避難先については、2 のとおり変更します。

なお、その他に定める事項については、既に作成済みの水害時避難確保計画に準ずるものとします。

- 1 施設周辺の被害想定（墨田区水害ハザードマップ「高潮」による）
高潮が発生した場合

浸水深 m以上 m未満 浸水継続時間

- 2 水害が想定される場合の避難先

水害が想定される場合の避難先及び施設内安全確保を図る場所は、以下のとおりとする。悪天候の中の避難や夜間の避難は危険を伴うことから、本施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊の恐れがない場合、本施設内で安全確保を図るものとする。その場合は、本施設内の備蓄物資を使用する。

- （1）区が警戒レベル 3（高齢者等避難）を発令した場合

避難場所 （本施設の上階への避難も可能）

避難場所所在地

避難方法

- （2）区が自主的広域避難情報を発令した場合

避難場所 （本施設の上階への避難も可能）

避難場所所在地

避難方法
